(9)‖ まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）に基づき策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者

［10・11　略］

12‖ 次に掲げる者に対する資金であって、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入、非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化又は女性従業員及び若者従業員の活用促進等を図るためのもの

(1) 非正規雇用の処遇改善に取り組む者

(2) 従業員の長時間労働の是正に取り組む者

(3) 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局へ届け出ている者、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局長へ届け出ている者又は地方公共団体が推進する施策に基づき女性従業員の活用促進に取り組む者

(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十五条に基づく認定を受けた者

(5) 事業所内に保育施設を整備する者

13‖［略］
14‖［略］
15‖［略］
16‖［略］
17‖［略］
18‖［略］
19‖［略］

20‖ 災害により被害を受けた者（21及び22に該当する者を除く。）に対する資金であって、災害により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するためのもの

21‖［略］
22‖［略］

二　［略］

(9)‖ 事業所内に保育施設を整備する者

［10・11　同上］
［号を加える。］

12‖［同上］
13‖［同上］
14‖［同上］
15‖［同上］
16‖［同上］
17‖［同上］
18‖［同上］

19‖ 災害により被害を受けた者（20及び21に該当する者を除く。）に対する資金であって、災害により被害を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するためのもの

20‖［同上］
21‖［同上］

二　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○復興庁告示第二十五号

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の規定に基づき、復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件（平成二十四年復興庁告示第一号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

東日本大震災復興特別会計　歳出予算

所管	組織	項
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費 原子力災害復興再生支援事業費のうち 　福島再生加速化交付金 地域活性化等復興政策費のうち 　原子力施設等防災対策等交付金 生活基盤行政復興事業費のうち 　消防防災施設災害復旧費補助金 教育・科学技術等復興政策費のうち 　私立大学等経常費補助金 　私立高等学校等経常費助成費補助金 　国宝重要文化財等保存整備費補助金 東日本大震災復興国立大学法人施設整備費 社会保障等復興事業費のうち 　保健衛生施設等災害復旧費補助金 　社会福祉施設等災害復旧費補助金 農林水産業復興事業費のうち 　林業振興整備費補助金 　木材加工流通施設復旧対策整備費補助金 　水産業共同利用施設復旧整備費補助金 　農業・食品産業強化対策整備交付金 防衛復興政策費のうち 　航空機修理費 東日本大震災復興事業費 東日本大震災災害復旧等事業費